豊中市立児童発達支援センター(児童発達支援事業・放課後等デ イサービス事業・保育所等訪問支援事業)運営規程

(事業の目的)

- 第1条 豊中市(以下「事業者」という。)が設置する豊中市立児童発達支援センター(以下「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援(以下「指定児童発達支援」、「指定放課後等デイサービス」又は「指定保育所等訪問支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害又は発達に課題のある児童(以下「児童」という。)及びその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する保護者をいう。)(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。(運営の方針)
- 第2条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並び にその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとす る。
 - (1) 児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
 - (2) 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
 - (3) 保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者が障害児以外の児童との集団生活に 適応することができるよう、適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、児童に必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者が所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定時定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害児通所支援事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、法及び豊中市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年豊中市条例第15号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供に 当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものと する。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 豊中市立児童発達支援センター
 - (2) 所在地 豊中市稲津町一丁目1番20号

(事業の名称)

- 第5条 指定児童発達支援に係る事業の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 通所事業 I
 - (2) 通所事業Ⅱ
 - (3) 小集団親子教室
- 2 指定放課後等デイサービスに係る事業の名称は、小集団親子教室とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(児童発達支援管理責任者兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(管理者兼務) 児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。
 - ア 適切な方法により、児童の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて児童の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、児童が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達 支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービ ス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、児童の生活に対する意向、総合 的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定 放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の目標及びその達成時期、指定児 童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援を提供する上で の留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。
 - ウ 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を 得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
 - エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握(児童についての継続的な アセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画 の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。
 - オ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用

申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

カ 児童の心身の状況、置かれている環境等に照らし、児童が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる児童に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 保育士又は児童指導員 16名

個別面談に基づき、通所支援計画を作成し、通所支援計画に基づき利用者に対して 適切な療育・指導を行う。

(4) 看護職員 1名

児童の健康管理及び施設内の安全確認並びに嘱託医との連携を行う。

(5) 臨床心理士 2名

発達検査及び個別面談に基づき、保育士及び児童指導員と連携して適切な個別支援を行う。

(6) 理学療法士 5名

運動発達について評価し、保育士及び児童指導員と連携して適切な個別支援を行う。

(7) 作業療法士 3名

日常生活能力及び上肢機能について評価し、保育士及び児童指導員と連携して適切な個別支援を行う。

(8) 言語聴覚士 2名

言語発達及び摂食嚥下機能について評価し、保育士及び児童指導員と連携して適切な 個別支援を行う。

(9) 介助員 3名

通所事業 I 及び通所事業 II を利用する児童の介助業務と小集団親子教室を利用する児童のきょうだい児の保育を行う。

(10) 調理員 4名

給食の調理及び事業所の環境整備業務を行う。

(11) 事務員 4名

財務会計、請求事務等事業所全般の事務を行う。

(12) 嘱託医 1名

児童の健康診断及び療育の相談を行う。

(13) 栄養士 2名

児童の健康維持及びよりよい食生活のため、バランスのとれた献立の提供を行う。

(14) 訪問支援員 5名

通所支援計画に基づき、児童に対し適切に支援等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第7条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から 1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月2 9日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間

ア 指定児童発達支援

通所事業 I 午前10時から午後1時まで

通所事業Ⅱ 午前10時から午前12時まで

午前12時から午後2時まで

小集団親子教室 午前10時から午前12時まで

午後1時から午後3時まで

午後3時30分から午後4時30分まで

イ 指定放課後等デイサービス

小集団親子教室 午後3時から午後4時まで

ウ 指定保育所等訪問支援

午前9時から午後5時15分まで

(指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの利用定員)

第8条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、 次のとおりとする。

児童発達支援及び放課後等デイサービス 86名

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象とする障害の種類)

第9条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者は、身体障害、知的障害又は精神障害(発達障害を含む。)のある児童若しくは難病等対象者(18歳未満の者に限る。)とする。

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の内容)

- 第 10 条 事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の内容は、通所支援計画の作成及び次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 指定児童発達支援

ア 通所事業 I 保育及び療育

給食

療育相談

通所バスによる送迎

イ 通所事業Ⅱ 保育及び療育

給食

療育相談

タクシーによる送迎

ウ 小集団親子教室 親子遊びの指導

保護者への育児助言及び相談対応

(2) 指定放課後等デイサービス 親子遊びの指導

保護者への育児助言及び相談対応

(3) 指定保育所等訪問支援 児童本人に対する支援(集団生活の適応のための専門的な 支援)

訪問先施設の保育士等に対する支援(支援方法等の指導) 保護者への育児助言及び相談対応

(利用者から受領する費用の額)

- 第 11 条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援を提供 したときは、利用者から当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保 育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 利用者負担額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める 基準により算定した費用の額に相当する額とする。
- 3 次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

指定児童発達支援(通所事業Ⅰ及び通所事業Ⅱに限る。)

給食の提供に係る食事代 1食当たり530円

- 4 費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該 費用を支払った給付決定保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たって留意事項)

- 第12条 利用者は、サービス利用に当たっては、次の各号に規定する内容について留意すること。
 - (1) 利用者は、事業所の施設、設備及び敷地をその本来の用途に従って利用すること。
 - (2) 利用者は、事業所の施設及び設備について、故意又は重大な過失により減失、破損、 汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復帰するか又は相当の代 金を支払うこと。
 - (3) 利用者の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び管理者との協議により、必要な施設若しくは設備の使用等を決定するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、豊中市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第14条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の 提供を行っているときに利用者に体調等急変が生じた場合その他必要な場合は、速やか に医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の提供によ

- り事故が発生したときは、直ちに事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるもの とする。
- 3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に関する具体的な計画は、豊中市立児童発達支援センターの防災計画に 準じるものとし、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う ものとする。

(苦情解決)

- 第16条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳票書類その他の物件の検査に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においても同様とする。
- 3 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、 あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 18 条 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものと する。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 苦情解決体制の整備
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるとともに、業務の執行 体制についても検証し、整備するものとする。
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。